

ろうきょう

●発行／(略称 労供労組協)
労働者供給事業関連労働組合協議会

〒110-0000 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F
電話 03(5603)4570 FAX 03(5603)7265
●発行人/ろうきょう編集委員会

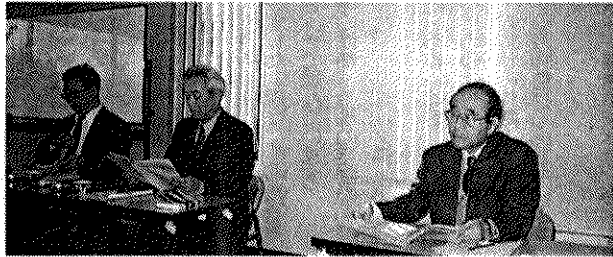
派遣事業体の設立にむけて準備すすむ

労供事業の新たな発展をめざして

労供労組協第一六回定期総会
は、さる二月二十六日に新運転会
議室で開かれ、一三組合二五名
が参加しました。

労働者派遣法、職安法の「改
定」が国会に上程され、雇用を
めぐる状況も厳しさを増す中で
開かれた総会だけに活発な意見
や質問が出されました。

私たちがこれまで進めてき
た、「職安法で保護している労
働組合の行う労働者供給事業を



守ろう」という労働省への申し
入れ行動なども反映され、職安
法改定に関する中基審の討議資
料には、「労供事業の枠組みを
今後も堅持することや許可の
有効期限の延長、許可手続きの
簡素化などが検討材料になって
いるとの報告がありました。

また、労供労組協は今後の運
動を展望して派遣事業体(株式
会社、労働組合、協同組合等)
の検討をすすめてきましたが、
労働省は、「労働組合がつくる
派遣事業体は生協や企業組合等
とし、その派遣事業体に労働組
合から供給する形態」などを示
唆しています。これは、労働組
合が非営利組織であることから
このようになったものと思われ
ます。

「企業組合などへの供給&派
遣方式」による事業主性の獲得
をめざす。また、労働者協同組
合法、ワーカーズコレクティブ事
業法など労働者組織の事業法の
法制化と連携する。

1. 職安法四四条・四五条の堅
持、労供事業の事業主性、労供
事業法の追求。
2. 労供事業の強化・拡大と派
遣労働市場への参入。
新たな情勢の下で労供事業の
福祉・教育などを強化し、事業
を拡げる。派遣事業(企業組合)
準備会を設置し具体化する。
3. 賃金形成、派遣労働者の
福祉・共済の追求。
市場価格を労働者の賃金へ正
しく反映させるために、自律的
規制を追求する。社会労働保険
の使用者負担を追求する。共済
制度を検討する。
4. 派遣労働相談活動の推進と
持続的な問題提起。
「派遣労働ネットワーク」の
相談活動に参加し、派遣労働が

5. ユニオンによる専門・職能
教育の取り組み。
コンピュータユニオンのパン
コン教室を活用する。ヘルパー
講座(二級、三級)を実施して
二〇〇〇年からの介護保険制度
に備える。
6. OA派遣スタッフ、介護ス
タッフの組織化に取り組む。
派遣の主要職種であるOAス
タッフの組織活動を派遣事業体
(企業組合)準備会の主要な活
動にする。介護スタッフの組織

- ・強化・拡大にとりくみでは、
看護・家庭部会を中心にして、
二〇〇〇年の介護保険制度にも
対応できる体制(企業組合)を
準備、あるいはヘルパー申請を
する組合を積極的に援助する。
- 7. 情報発信基地の確立。
現状のホームページを拡充し
て情報発信基地の役割を強化す
る。
- 8. 運営について
幹事会を総会月、秋期学習会
月以外に二回開催。機関紙を年
四回発行する。秋期学習会を開
き新しい情勢下での雇用システ
ムの活性化・労供事業のあり方
を学習する。
- (発言要旨/文責・事務局)
- ・派遣事業体として、労働組合
でも可能という労働省の見解が
その後々々になったのはどうし
てか。
- ・検討委員会に参加するにはど
うしたらいいか。
- ・労供事業を長くやってきた。
労供事業も制度疲労しているとい
う人もいる。労供のいい点を
発展させていくことが大事だ。
- ・派遣会社に供給し、そこで雇
用保険印紙を貼ってもらうこと
はできないか。
- ・生コン運送は、建設業務に必
要不可欠である。派遣法では対
象業務になっていない「建設」
に、「生コン運送」は入らない
か。生コン会社の車の運転手を
供給する場合などはどうか。

一九九九年役員
議長 板野 哲也 (全港湾・再)
副議長 安並 克麿 (音楽ユニオン・再)
事務局長 林 丘 (電算労・再)
事務局次長 伊藤 彰信 (全港湾・再)
同 堀根 秀人 (東京出版・再)
同 中村 雅信 (觀光労連・再)
同 横山 南人 (電算労・新)
同 今泉 邦市 (新運転・再)
同 谷竹 弘樹 (音楽ユニオン・再)
会計監査 緒方 承武 (映画アニメユニオン・新)

の強化・拡大にとりくみでは、
看護・家庭部会を中心にして、
二〇〇〇年の介護保険制度にも
対応できる体制(企業組合)を
準備、あるいはヘルパー申請を
する組合を積極的に援助する。
7. 情報発信基地の確立。
現状のホームページを拡充し
て情報発信基地の役割を強化す
る。
8. 運営について
幹事会を総会月、秋期学習会
月以外に二回開催。機関紙を年
四回発行する。秋期学習会を開
き新しい情勢下での雇用システ
ムの活性化・労供事業のあり方
を学習する。
(発言要旨/文責・事務局)

労供事業を土台に 派遣事業体を設立 職能組合としての自立と協同

労供労組協は、昨年の総会で派遣事業体を検討していくことを確認し、これまで準備会を設けて準備してきました。現在、この派遣事業体を企業組合として設立する準備が急ピッチで進んでいます。

派遣事業体の設立の意義や派遣事業体の性格、今後の運動のあり方などについて林事務局長に話を聞きました。

Q1. 労供労組協が派遣事業体を検討した理由は？
どうして労供事業だけではいけないのですか？

A1. 労供事業がかかえてきた問題は「事業主性」です。労供事業組合が社会的に事業主と認められていません。そのために社会労働保険などの適用団体として認められず、派遣事業を用意することにより、擬制的に労供の事業主性を確保します。

Q2. 派遣事業体について労働省の考えは？
A2. 労働組合の労供事業を基礎にした上で、派遣事業体を組



Q3. 派遣事業体は、労供労組協と加盟組合との関係はどうなりますか。また、派遣事業体に参加したい場合や、出資したい場合にはどうしたらいいですか？

A3. 派遣事業体(企業組合)を職能組合別に構成していく方針です。当面、看護・家庭部会、情報部会、それぞれ看護・家庭サービズ(ヘルパー)、OAS(オアシス)派遣事業を準備します。労供労組協の関係組合への積極的な参加を訴えます。これから具体化することですが、例えば、一口一〇万円(組織)、一万円(個人)などの形で出資を要請していきます。

単に出資するといっておつきあいでなく、「労働運動に新たな展望を開く」位置づけで、

その後の事業展開に協力を要請します。

Q4. 株式会社と企業組合との違いはなんですか？

A4. 企業組合は、協同組合法に基づく「協同組合」の一種です。一人一票の原則、配当金の制限、一人あたりの出資金の制限など、営利性・投機性を仕組みとして排除しています。

Q5. 企業組合の連合体(仮称・クラフトユニオン)はどんな役割があるのですか？

A5. 連合体と考えているわけではなく、あくまでも労供労組協の中のひとつのグループとして機能していくことになり、協同組合間協同ということも、協同組合の原則ですから、当然、協力関係を強めます。

労供労組協内にはすでに、観光労連の株式会社フォーラムジャパン、電算労の企業組合コンビュータ・ユニオンが機能しています。

労供労組の外に目を向けると、たくさんのワーカーズコープ、労働者協同組合(生産協同)が活動しています。こうしたさまざまな運動との協力関係も必要になると思います。



労供事業の運用で労働省に要請

労供労組協は、さる四月二二日(月)、労供事業の運用に関して労働省と交渉しました。

労供労組協からは林事務局長ほか四名、労働省側からは職業安定局民間需給調整事業室田中室長補佐、労働者派遣事業鶴谷係長が出席しました。

田中室長補佐は、派遣法及び職安法の国会での改定は「一緒の審議になるだろう」と述べ、私たちの要請書に対して「おおまか次のように答えました。



労供事業の許可条件については、供給地域の範囲を全国にする必要がある。許可の有効期間の五年は問題ない。更新手続きの簡素化は考えているので要望があれば出してほしい。

労働組合の派遣事業体については、派遣元責任者の要件(実務経験三年)は、労供事業の実務経験でもできるように検討する。財産的基礎については、一

般の派遣会社との均衡という点からも考える必要があるが、通常の半分くらいを二つの案として考えている。

以上が要請書に対しての主な回答です。その他、労供労組協からは、派遣会社の派遣期間は一年だが、労供からの派遣はそれを越える長い期間のものもあるので検討してほしいと述べたのに対して、田中室長補佐は三年程度を考えていると答えました。しかし、労供事業の場合、職種にもよるが、それをほるかに超える期間供給している実態を述べると、田中室長補佐は、いろいろ話を聞かせてほしいと述べるにとどまりました。また、日雇労働者の雇用保険の受給要件の緩和に対しては、担当部署が違つので、その旨関係部署に伝えると述べました。

いずれにしても、労働組合が作る派遣事業体については、労供労組協として具体的な要望事項をまとめ、再度労働省に要望書を出すなど交渉を重ねる必要があります。

〈要請内容の要旨〉
①供給地域を全国に、労供事業の有効期間五年、許可及び更新の簡素化の簡素化。
②労働組合がつくる派遣事業体の要件(派遣元責任者の実務経験、財産的基礎の要件)緩和。
③右事項を適宜確保すること。

財産的基礎については、一